



# 共済組合ニュース

京都市職員共済組合

令和6年3月発行

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 本庁舎3階

(電話) 075-222-3240(庶務係・年金係) / 075-222-3239(保健係)



## 1 令和6年度の掛金率等について

### ●短期給付・福祉(保健)事業の掛金率

単位:千分比(%)

		現行	令和6年4月以降	前年比
短期給付	健康保険分	50.44	53.00	2.56 増
	介護保険分	8.80	8.80	—
福祉事業		1.54	1.54	—

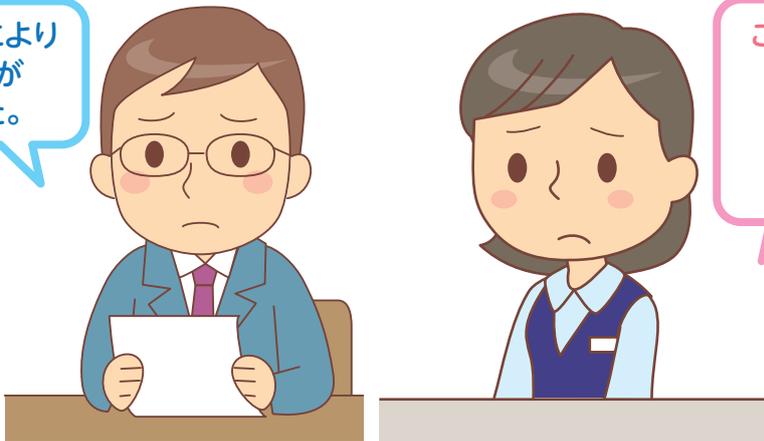
### 短期給付の引上げに伴う負担増の目安

単位:円

報酬月額	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000
増加額(1か月当たり)	704	1,056	1,443	1,760	2,077

医療費の増加等※により掛金率の引上げが必要になりました。

※詳細は「2 保健給付の推移」をご覧ください。



ご負担が増えますが、支え合いの制度を維持するためご理解とご協力をお願いします。

### ●厚生年金保険料率

単位:千分比(%)

保険料率※1	91.50 (現行から変更なし※2)
--------	--------------------

※1 厚生年金保険料は組合員と事業主が折半で負担します。表中の率は折半後(1/2)の率です。

※2 平成30年9月に公務員に適用される保険料率が民間企業に勤務する人と同じ率になり、固定されました。

### ●退職等年金掛金率

単位:千分比(%)

掛金率※	7.5 (現行から変更なし)
------	----------------

※ 上限を7.5%として、地方公務員共済組合連合会の定款によって定められているものです。

## 2 保健給付の推移

医療機関等を受診した時に皆様や皆様のご家族が窓口でお支払いいただく金額は、医療費等の一部（1割から3割）です。残りの医療費等（9割から7割）は共済組合が負担しています。

共済組合の負担額（「保健給付額※」）は令和4年度から令和6年度の3年間で約10億円も上昇する見込みです。

この保健給付額の半分は事業主（京都市）が負担していますが、残りの半分は皆様からの掛金により賄われているため、制度を維持していくためには、令和6年度の短期給付（健康保険分）の掛金率を53.00%まで引き上げる必要があります。

「特定保健指導」など皆様の健康を維持するための事業を積極的に御利用いただき、また、医療機関の適正な受診・ジェネリック医薬品の活用に取り組んでいただくことで、医療費の削減に御協力をお願いします。



	令和3年10月～4年9月	令和4年10月～5年9月
一人当たり医療費 (12か月分)	190,499円	210,672円

※保健給付額とは、医療機関等で受ける診察、手術、薬剤に係る費用や治療用器具等の購入、柔道整復術、はり・きゅうなどの施術に係る費用のうち、共済組合が負担している金額です。

## 3 令和6年度予算が承認されました

令和6年3月25日に開催された第155回組合会において、令和6年度予算が承認されましたので、主な経理について概要をお知らせします。

### ●短期経理（健康保険、介護保険）

加入者の病気、負傷、出産、死亡、災害等への給付や介護保険制度、高齢者医療制度等を支えるための拠出金の支払を行う経理です。

収入総額	<b>13,489,366 千円</b> →掛金、負担金、前年度繰越支払準備金等
------	---

支出総額	<b>13,426,275 千円</b> →給付金、拠出金、次年度繰越支払準備金等
------	--

掛金率の引上げにより収支が均衡しています。

### ●保健経理（保健事業）

加入者の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査、特定保健指導、人間ドック、各種がん検診、メンタルヘルスカウンセリング事業などの事業に要する経費を執行する経理です。

収入総額	<b>480,691 千円</b> →掛金、負担金、貸付経理からの繰入等
------	---

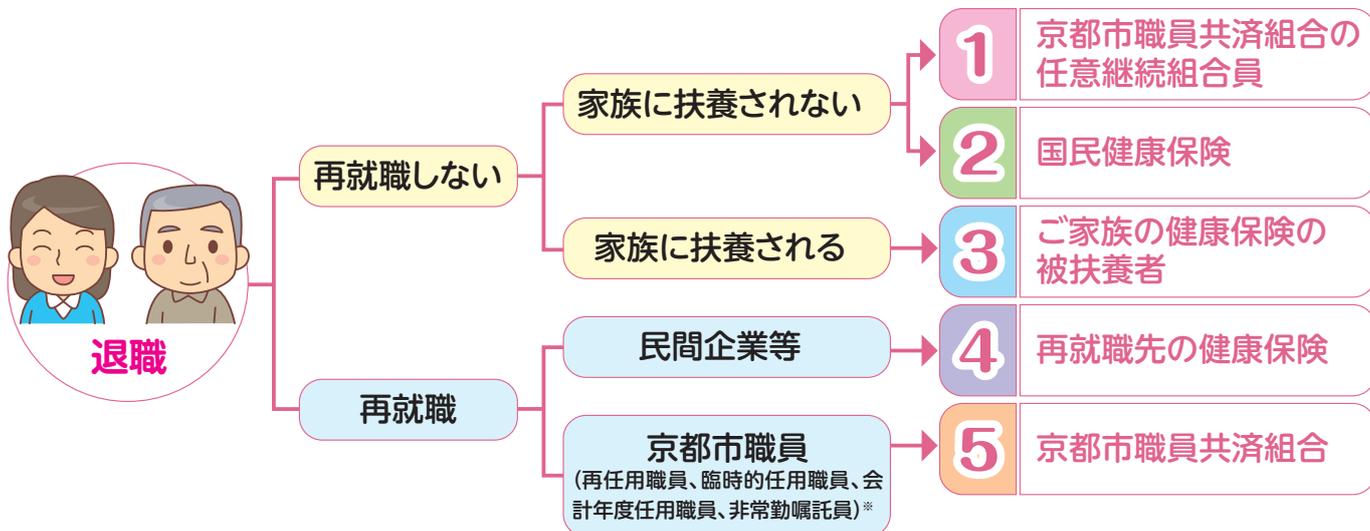
支出総額	<b>488,459 千円</b> →厚生費、特定健康診査等費、委託管理費等
------	---

他経理からの繰入を行ってもなお不足が生じており、積立金を取り崩すことにより対応します。

# 4 令和5年度末で退職される方へ

(退職後の健康保険の手続きに遺漏のないようご注意ください)

国民皆保険制度により、退職後もいずれかの健康保険に加入しなければなりません。今一度、退職後の健康保険についてご検討いただき、手続きに遺漏のないようご注意ください。



※ 任用期間が2か月と1日以上見込まれることや、1週間当たりの勤務時間が20時間以上であることなど、一定の要件を満たす者に限る。

## 手続きについて

### 1 京都市職員共済組合の任意継続組合員となる

▶ 4月19日までに「任意継続組合員資格取得申出書」を京都市職員共済組合へ提出してください。令和6年度掛金の算定は以下のとおりです。

以下ア、イのうちいずれか少ない額×掛金率  
(令和6年度掛金率：109.08/1000【短期・福祉分】、17.60/1000【介護分】)

ア 任意継続組合員本人の退職時の標準報酬月額

イ 前年度の9月30日における京都市職員共済組合の全組合員(任意継続組合員を含む)の標準報酬月額の平均を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額(令和6年度は410,000円)



### 2 住所地の市区町村の国民健康保険に加入する

▶ 退職後14日以内にお住まいの市区町村の国民健康保険担当課で手続きを行ってください。

手続きには、共済組合の資格喪失証明書が必要です。「組合員(被扶養者)資格喪失証明願」(様式は京都市職員共済組合ホームページにあります)を共済組合にご提出ください。

※資格喪失証明書の発行にはお時間がかかりますので、ご注意ください。



### 3 ご家族の加入している健康保険の被扶養者になる

▶ 手続きについて、ご家族が加入している健康保険の窓口にお問い合わせください。

### 4 再就職先の健康保険に加入する

▶ 手続きについて、再就職先の健康保険(協会けんぽ、各健康保険組合等)にお問い合わせください。

### 5 引き続き京都市職員共済組合員となる

▶ 手続きは不要です。

## 5 被扶養者の異動手続きをお忘れなく

被扶養者が新年度から就職する場合等は、異動手続きが必要となります。  
 手続きが遅れますと、さかのぼって認定取消となり、取消日以降に京都市職員共済組合の組合員被扶養者証を使用してかかった医療費等(組合負担分)は、全額返還していただくことになります。

例年このような事例が多く見受けられますので、十分ご注意ください。



4月以降の状況	異動手続き	提出書類
<b>1 就職する場合(注)</b>	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者申告書</li> <li>●組合員被扶養者証</li> <li>●就職日の確認できる書類 (健康保険証の写し、採用通知書の写し、人事通知書の写し、給与支払等証明書等)</li> </ul>
<b>2 アルバイト・パート等の収入がある場合</b> (例)直近3か月の平均月額が108,334円以上の収入(注)	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者申告書</li> <li>●組合員被扶養者証</li> <li>●平均月額が初めて収入限度額を上回った3か月の給与明細とその前月の給与明細</li> </ul>
<b>3 進学等により別居となる場合</b>	同別居変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者申告書(同別居の変更)</li> <li>●情報照会依頼書兼申立書(同別居変更用)</li> <li>●客観的に仕送りの事実が確認できる書類 ※学生の場合は学生証または在学証明書の写しで可 ※単身赴任の場合は辞令の写しで可</li> <li>●認定対象者の世帯全員の住民票 ※ただし、住民票については情報照会依頼により省略することが可</li> </ul> <p><b>〈お願い〉同別居変更手続き後に住所変更(別居状態は継続)があった場合は、共済組合にご連絡ください。</b></p>

(注)就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月収が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります。  
 (研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)

※上記の表は一般的な事例のため、不明な点は、所属所の共済組合担当課または共済組合までご連絡ください。

## 医療機関の受診はマイナ保険証で!



① どんないいことがあるの?

- ① 過去に処方されたお薬や特定健診の情報が医師・薬剤師に共有され※、データに基づく適切な医療が受けられます。※本人が同意した場合のみ
- ② マイナ保険証で確認できるため、「限度額適用認定証」がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ③ マイナポータルで医療費通知情報が取得でき、スマートフォン等で簡単に確定申告ができます。



① マイナンバーカードを健康保険証として利用するには?

STEP 1 マイナンバーカードを申請

STEP 2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

マイナンバー総合フリーダイヤル: 0120-95-0178

申込はこちら→

([https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html))

